

○留萌市新規就農者支援事業実施要綱

平成26年4月1日告示第20号

留萌市新規就農者支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、留萌市の区域内において新たに農業を営み、本市の農業振興に寄与する者に対し、必要な支援を行い、新規就農者の招致促進を図り、もって本市農業の振興と地域の活性化に寄与することを目的とする。

(新規就農者の定義)

第2条 この要綱で「新規就農者」とは、次の各号に該当するものをいう。

- (1) 心身ともに健康で、原則として経営責任者の年齢が概ね22歳以上55歳未満の者
- (2) 耕作面積2ha以上の経営計画を有する者。ただし、その計画が集約的なものである場合は、この限りではない。
- (3) 前各号に掲げる者のほか、特に市長が認める者

(新規就農予定者の認定等)

第3条 新規就農予定者として、自立して農業経営するまでの間、営農実習等により営農技術、農家生活及び地域との連帯等について習得しようとする者は、留萌市新規就農予定者認定登録申請書（別記様式第1号。以下「認定登録申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、るもい農業協同組合を經由し、市長に申請しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 住民票
- (3) 農業実習希望調書
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の認定登録申請書を受理したときは、留萌市新規就農者支援対策協議会に諮り、その可否について決定し、新規就農予定者認定通知書（別記様式第2号）により、るもい農業協同組合を經由し申請者に通知するものとする。

3 新規就農予定者の営農実習期間は、2年以上とする。ただし、市長が特に認める場合はこの限りではない。

(新規就農予定者に対する助成)

第4条 市長は、前条の規定により新規就農予定者として認定した者に対し、営農実習のための支援として必要な各種免許取得、各種講習会、研修会等の参加費用その他特に必要と認める費用について100千円を上限に助成金として交付するこ

とができる。ただし、国、北海道等が実施している新規就農者対策事業等、同種の助成を受けることができる場合は、当該助成金は交付しない。

- 2 市内において借家に住む場合、実習及び就業期間において通算3年間、家賃の2分の1について月額27,000円を上限として助成金を交付する。また、市営住宅に入居する場合は全額を助成する。（ただし、敷金、礼金、保証金等の賃貸借契約に要する経費及び管理費、光熱水費を除く。）
- 3 前項の規定により助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（実習受入支援助成）

第5条 市長は、前条の規定により新規就農予定者として認定した者を、実習生として受け入れる農家、農地所有適格法人及び研修受入組織等に対し、最長で3年間、実習生1人につき日額3,000円を助成金として交付する。ただし、国、北海道等が実施している新規就農者対策事業等、同種の助成を受けることができる場合は、当該助成金は交付しない。

- 2 前項の規定により助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（新規就農者の認定等）

第6条 新規就農者の認定を受け農業経営を始めようとする者は、留萌市新規就農者認定申請書（別記様式第4号。以下「認定申請書」という。）に、就農計画書（別記様式第5号）と誓約書（別添様式第9号）を添付し、るもい農業協同組合を経由し、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の認定申請書を受理したときは、留萌市新規就農者支援対策協議会に諮り、その可否について決定し、新規就農者認定通知書（別記様式第6号）を、るもい農業協同組合を経由し申請者に通知するものとする。

（新規就農者に対する助成）

第7条 市長は、前条の規定により新規就農者として認定した者に対し、次の各号に定めるところにより助成金を交付する。

- (1) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年5月28日法律第65号）により、農用地及び農業施設（以下「農用地等」という。）の貸借契約を締結している期間のうち、5年間賃貸料の2分の1を助成金として交付する。
- (2) 農用地等を取得後、最初に賦課された各々の固定資産税の額を限度として3年間助成金として交付する。
- (3) 農業関係制度資金を借入れた場合、その利子の2分の1以内を5年間助成

金として交付する。ただし、借入額のうち5,000千円を限度とする。

- (4) 経営自立安定支援対策として就農する50歳以上55歳未満の新規就農者に対し、1世帯当り年間1,500千円を限度に助成金として交付する。助成対象期間は就農後5年間以内で、給付額については新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営）による農業次世代人材投資事業に準ずるものとする。ただし、国、北海道等が実施している新規就農者対策事業等、同種の助成を受けることができる場合は、当該助成金は交付しない。
- (5) 居住地の修繕、増築、改築等にかかる費用の10分の1の額を限度に助成金として交付する。ただし、助成金の限度額は1,000千円とし、助成対象期間は就農後5年間以内で、1回限りとする。
- (6) 市内において借家に住む場合、実習及び就業期間において通算3年間、家賃の2分の1について月額27,000円を上限として助成金を交付する。また、市営住宅に入居する場合は全額を助成する。（ただし、敷金、礼金、保証金等の賃貸借契約に要する経費及び管理費、光熱水費を除く。）
- (7) 営農開始時のビニールハウス資材、農業機械・器具の購入またはリースにかかる費用の4分の1について3,000千円を限度に助成金として交付する。ただし、助成対象期間は就農後5年間以内で1回限りとする。
- (8) その他市長が特に必要と認めた場合は、助成金等の交付をすることができる。

2 前項の規定により助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書（別記様式第3号）をるもい農業協同組合を経由し、市長に提出しなければならない。
（報告）

第8条 前条の規定により助成金の交付の決定を受けた新規就農者は、当該助成金の交付を受けた年度から5年間、新規就農活動報告書（別記様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、毎年度末までに市長に提出しなければならない。

- (1) 作業日誌
- (2) 決算書
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（相続、譲渡等に対する措置）

第9条 市長は相続、譲渡等の理由により助成金を受ける者に変更が生じたときは、当該事業が継続されている場合に限り、後継者に対し残期間助成金を継続して交付することができる。

2 前項の規定により継続して助成金を受けようとする者は、変更の生じた日から

30日以内に、新規就農者認定変更申請書（別記様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、るもい農業協同組合を經由し市長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 営農計画書
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(助成金の返還又は減額)

第10条 助成金の交付を受け、又は受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金を交付せず、又は減額し、若しくは全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 土地及び施設等を第1条の目的以外の用途に供したとき。
- (2) 就農後5年以内に農業を廃止し又は休業したとき。
- (3) 市税等を滞納したとき。
- (4) 不正行為により助成金の交付を受けたとき。
- (5) その他市長が不相当と認めたとき。

(指導体制)

第11条 留萌市、るもい農業協同組合、留萌農業改良普及センター留萌支所、指導農業士、研修受入農家、農業関係機関等は連携し、新規就農者に対して、円滑な研修等の実施又は就農できるよう支援、指導を講じていくこととする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。